

令和元年9月農業委員会総会議事録

日 時 令和元年9月30日（月曜日）議事開始 午前8時54分

場 所 えびの市役所 1-3・4会議室

出席委員

【農業委員】 谷口 克美 尾山 實文 田方 説夫 田上 みゆき

竹下 助範 稲田 優 下原 小枝子 栗下 章二

岩屋 美智子 田中 雄策

【推進委員】 山口 長徳 宮原 美實 川口 三雄 伊地知トシ子

高谷 千代子 増田 賢造 溝添 トミ子 吉留 律子

杉元 義男 宮田 吉人 津口 えりこ 山之内 秀樹

上島 勝 永前 茂則 福迫 久利 中津 ゆみ子

園田 義保

欠席委員

【推進委員】 赤川 リク子

事務局職員

事務局長 吉留 伸也

事務局長補佐 鳥澤 庄司

農地調整係長 川上 大輔

農地調整係主任主事 松下 理恵

農地調整係主事 池田 哲也

農地調整係主事 加藤 雅也

議 題

報告第12号 農地等の合意解約について

報告第13号 農用地利用配分計画について

議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第32号 農用地利用集積計画について

議案第33号 事業計画の変更について

議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第36号 非農地証明について

事務局長　それではただいまから令和元年9月定例農業委員会総会を開催いたします。ご起立をお願いいたします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

谷口会長　【あいさつ・・・】

谷口議長　次ぎに委員の出席状況を報告いたします。赤川委員から本日の会議に欠席する旨の届け出がありましたので報告します。よって、ただ今の出席者は27人で定足数に達しております。

これより会議を開きます。議事に入る前に議事録署名委員に、田上委員と下原委員を指名いたします。それでは、ただ今から今月の議事に入ります。報告第12号から報告第13号及び議案第31号から議案第36号までを一括議題といたします。事務局長に議案の朗読をお願いします。

事務局長　（議案朗読）

谷口議長　議案の朗読が終わりました。

これより報告及び審議に入ります。まず、報告第12号「農地等の合意解約について」事務局から説明をお願いします。

事務局　議長。

谷口議長　事務局。

事務局　報告第12号についてご説明いたします。今月の合意解約件数は2件でございます。2ページをご覧ください。

令和元年9月分の合意解約一覧につきましては、ご覧のとおりでございます。今月の総会案件と関連がないものについて順にご説明いたします。

整理番号1番については、農地中間管理事業の利用配分計画を解約するものです。今後は、利用配分計画で別の担い手へ貸し付ける計画です。

整理番号2番については、借り手から耕作ができないとの申出があったため、解約するものです。そのため、所有者から借り手を探して欲しいとのあっせん申出書が提出されています。以上、ご報告いたします。

谷口議長　説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

（なしと言う者多数あり）

谷口議長 質問がないようですので、次に報告第13号「農用地利用配分計画について」事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 報告第13号「農用地利用配分計画について」ご報告いたします。3ページをご覧ください。今月の農用地利用配分計画については、令和元年7月総会で委員の皆様にご審議して頂いた案件であり、令和元年9月1日付けで県知事より許可が下りた案件をご報告するものでございます。内訳としましては3件の6筆、6,549㎡となっております。詳細につきましては、4ページ記載のとおりです。以上、報告いたします。

谷口議長 説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長 質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に、議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 議案第31号についてご説明いたします。5ページをご覧ください。今月の許可申請件数は、所有権移転14件です。申請人の住所・氏名は省略して、申請内容については概略ご説明いたします。6ページをご覧ください。

整理番号1番、田1筆、畑1筆、計2筆、1,929㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号2番、田2筆、1,316㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。7ページをご覧ください。

整理番号3番、畑1筆、450㎡の贈与です。

整理番号4番、畑1筆、1,393㎡の贈与です。8ページをご覧ください。

整理番号5番、田2筆、122㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。こちらは備考欄に記載がありますように、農業振興地域農用地区域外、白地農地10アール要件での取得です。

整理番号6番、田2筆、5,873㎡の贈与です。9ページをご覧ください。

整理番号7番、田2筆、畑1筆、計3筆、4,606㎡の贈与です。

整理番号8番、畑1筆、973㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。10ページをご覧ください。

整理番号9番、畑1筆、1,915㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。こちらは備考欄に記載がありますように、小林市の耕作証明書の添付があり、小林市で14,136㎡を耕作しているとのことです。

整理番号10番、田2筆、556㎡の売買です。価格は10アール当り〇〇円です。11ページをご覧ください。

整理番号11番、畑1筆、75㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。13ページをご覧ください。

整理番号12番、田11筆、16,361㎡の贈与です。14ページをご覧ください。

整理番号13番、田1筆、1,122㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。こちらは備考欄に記載がありますように、農業振興地域農用地区域外、白地10アール要件での取得です。16ページをご覧ください。

整理番号14番、田6筆、畑4筆、計10筆、15,369㎡の贈与です。以上、所有権移転14件です。ご審議方、よろしく申し上げます。

谷口議長 事務局の説明が終わりました。議案第31号については、各担当委員が現地確認等をしていただいておりますが、土地の現地確認と申請人「受人」の確認を別々をお願いしております。各委員から報告をしていただきます。まず、所有権移転、整理番号1番の土地及び申請人「受人」の確認を尾山委員にお願いします。

尾山委員 議長。

谷口議長 尾山委員。

尾山委員 整理番号1番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。先ほど事務局より価格が〇〇円との説明がありましたが、よく〇〇円でも買ったという感じがする農地でした。申請農地の状況は、水田の方は基盤整備されてなく、北側・東側が山林です。しかし、日照、接道には問題はありませんでした。用水は山からの水で排水は少し不良で収量は多くないようです。もう一方の畑の方は、竹に囲まれているので作物は作付けできない状況です。続きまして、受人の営農状況ですが、受人は〇〇自治会で左官業を営む稲作主体の兼業農家です。後継者はイチゴ主体の施設園芸農家で認定農業者でもあります。受人は兼業農家ですが、営農にも一生懸命取り組まれております。所有農地の管理は行き届いており、地域との調和について、適切で何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

谷口議長 次に整理番号2番の土地及び申請人「受人」の確認を竹下委員にお願いします。

竹下委員 議長。

谷口議長 竹下委員。

竹下委員 整理番号2番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備は当然されておりません。農地の形状は良くなく、申請農地の周辺は水田と山林に囲まれている状況です。5ヘクタールほどの農地の広がりがあります。日照は、山の陰になるので良くありません。接道は、農道に接しているので良好です。用排水は良くなく、湿田に近い水田です。現在の利用状況は何も作付けされていません。荒れている状況です。続きまして、受人の営農状況ですが、受人は〇〇自治会で稲作主体の専業農家です。畑ではブルーベリーや栗を作付けしています。水田は約82アール、畑は約31アールあるとの事でした。渡人との関係は、知人との事でした。後継者は娘さんが同居されている状況です。取得後の利用状況については、大きい水田には水稻を作付けするとの事でした。もう

一枚の小さい水田は水稻を作付けできる状況ではないので、現在、湿田になっているので水の管理をして、整備していくとの事でした。畦畔など所有農地の管理は行き届いており、地域との調和について、良好で何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

谷口議長 次に整理番号3番の土地を園田委員に、申請人「受人」の確認を溝添委員にお願いします。まず、園田委員にお願いします。

園田委員 議長。

谷口議長 園田委員。

園田委員 整理番号3番の農地について、報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。今は何も作付けしていないとの事ですが、農地の管理はしていくとの事でした。畜舎に隣接している場所でした。西側と南側は山林、北側と東側は畜舎敷地となっています。日照・排水は良好です。以上、報告いたします。

谷口議長 次に溝添委員にお願いします。

溝添委員 議長。

谷口議長 溝添委員。

溝添委員 整理番号3番の受人の状況について、ご報告いたします。受人は〇〇自治会で肥育牛主体の専業農家です。後継者はいらっしゃいます。渡人との関係は親子です。今回、渡人が高齢であるため、贈与するものです。地域との調和については、所有農地の管理は行き届いており、周辺農地に迷惑をかけないとの事なので何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

谷口議長 次に整理番号4番の土地を園田委員に、申請人「受人」の確認を溝添委員にお願いします。まず、園田委員にお願いします。

園田委員 議長。

谷口議長 園田委員。

園田委員 それでは整理番号4番の土地について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。周辺の状況は、東側が畜舎用地、西側は畑、

南側が山林、北側は水田となっています。基盤整備はされていません。農地の形状はいいのではないかと思います。日照・接道・排水は良好ですが、南側が山林で雨が降った時は、雨水がたまるのではないかと思います。今後の利用状況は、飼料作物を作るのではないかと思います。現地調査した時に耕運がされていました。以上、報告いたします。

谷口議長 次に溝添委員にお願いします。

溝添委員 議長。

谷口議長 溝添委員。

溝添委員 整理番号4番の受人の状況について、ご報告いたします。受人は〇〇自治会で繁殖牛主体の専業農家です。地域との調和については、所有農地の管理は行き届いており、周辺農地に迷惑をかけないとの事なので何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

谷口議長 次に整理番号5番の土地及び申請人「受人」の確認を園田委員にお願いします。

園田委員 議長。

谷口議長 園田委員。

園田委員 整理番号5番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。農地としては狭いですが、北側に受人所有の水田があるので、この方でなければ、買わないのかなと思いました。日照・接道・用排水は良好です。続きまして、受人の営農状況ですが、受人は〇〇自治会の稲作主体の兼業農家です。後継者は娘さんがいるとの事でした。取得後は、水稲として利用するとの事でした。受人は兼業農家ですが、営農にも一生懸命取組まれております。所有農地の管理は行き届いており、地域との調和について、適切で何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

谷口議長 次に整理番号6番と7番は受人が同じですのでまとめて説明をお願いします。整理番号6番の大字〇〇の土地を下原委員に、整理番号6番の大字〇〇の土地と整理番号7番の土地を吉留委員に、整理番号6番と7番

の申請人「受人」の確認を事務局にお願いします。まず、下原委員にお願いします。

下原委員 議長。

谷口議長 下原委員。

下原委員 整理番号6番の農地について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備済みで周辺も基盤整備済みの水田地帯です。北側に宅地がありますが、日照・接道・用排水は良好で問題はありません。以上、報告いたします。

谷口議長 次に吉留委員にお願いします。

吉留委員 議長。

谷口議長 吉留委員。

吉留委員 まず整理番号6番の農地について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備済みで周辺も基盤整備済みの水田地帯です。日照・接道・用排水は良好で問題はありません。以上、報告いたします。

引き続き、整理番号7番の農地について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。周囲の状況は水田地帯です。水田の2筆は基盤整備はされていませんが、日照・接道・用排水は良好で問題はありません。また、もう1筆の畑も日照・接道・排水は良好で問題ありませんでした。以上、報告いたします。

谷口議長 次に事務局にお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 整理番号6番及び7番の譲受人についてご報告いたします。受人は現在、〇〇在住です。営農状況は、会社に勤めながら、実家の農業もしている稲作主体の兼業農家です。渡人との関係について、整理番号6番の渡人は父、整理番号7番の渡人は伯母です。今回、渡人が高齢であるため、贈与するものです。後継者はいるとの事です。取得後の利用状況については、

水稻や飼料稲を作付けするとのことをございます。地域との調和については、現在、耕作している父名義と伯母名義の農地については、畦や水路の管理もされており、良好です。将来的には、えびの市に戻り、父や伯母に代わって、農業経営を行っていくとのことでした。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

谷口議長 次に整理番号8番の土地及び申請人「受人」の確認を稲田委員にお願いいたします。

稲田委員 議長。

谷口議長 稲田委員。

稲田委員 整理番号8番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。北側と西側は山林で東側は畑地帯となっています。受人の自宅がすぐそばにあります。日照・接道・排水は良好です。続きまして、受人の営農状況ですが、受人は〇〇自治会の稲作主体の兼業農家です。受人は後継者であります。現在は、親を中心に農業経営を行っています。受人は兼業農家ですが、営農にも一生懸命取組まれており、農地の管理は行き届いております。地域との調和について、適切で何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

谷口議長 次に整理番号9番の土地を上島委員に、及び申請人「受人」の確認を事務局にお願いいたします。

上島委員 議長。

谷口議長 上島委員。

上島委員 整理番号9番の農地について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はされていない農地ですが、すでに耕作できるような状態ではなく、運動場のような状態でした。車が5台ほど駐車されていました。日照・接道は良好です。議案に渡人が無職と記載されていますが、自宅において、夫婦で苗床をされており、苗を作っていました。道の駅などいろいろなお店に出されております。それでも無職という事なのか、事務局の意見をお聞きしたいところです。以上、報告いたします。

谷口議長 次に事務局をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 整理番号9番の受人についてご報告いたします。受人は現在、〇〇在住です。営農状況は、会社を経営しながら、〇〇で主に水稻を作付けしている稲作主体の兼業農家になります。〇〇では約14,000㎡を耕作しております。今回、申請地が受人の経営している会社のすぐ目の前にある事から購入するものです。渡人との関係は、長い付き合いのある知人との事です。取得後は、飼料稲を作付けする予定です。また、〇〇から行き来することがないように、農機具等はえびの市の会社に常時、置くようにするとのことでした。所有農地の管理、地域との調和について、〇〇農業委員会に確認したところ、現在、全ての耕作地は適切に管理されており、苦情等はなく、特に問題はないとの事です。皆様のご審議方、よろしくお願ひいたします。

谷口議長 次に整理番号10番の土地及び申請人「受人」の確認を杉元委員にお願いします。

杉元委員 議長。

谷口議長 杉元委員。

杉元委員 整理番号10番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はされていません。周辺は宅地と水田が混在しています。日照は良好ですが、用排水は少し不良です。農地の形状は不整形です。現在、野菜が作付けされておりました。続きまして、受人の営農状況ですが、受人は〇〇自治会で稲作主体の兼業農家で後継者はいます。受人は兼業農家ですが、所有農地の管理も行き届いており、営農にも一生懸命取り組まれております。地域との調和について、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願ひいたします。

谷口議長 次に整理番号11番の土地を杉元委員に、及び申請人「受人」の確認を中津委員にお願いします。まず、杉元委員にお願いします。

杉元委員 議長。

谷口議長 杉元委員。

杉元委員 整理番号11番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はされていません。受人が住宅を買うという事で住宅に附属した農地として、一緒に購入するとの事でした。周囲は宅地と山林に接しています。農地の形状は縦に細長い状態です。周囲が宅地なので日照は不良ですが、排水は良好です。現在、何も作付けされていませんでした。以上、報告いたします。

谷口議長 次に中津委員にお願いします。

中津委員 議長。

谷口議長 中津委員。

中津委員 整理番号11番の受人の状況について、ご報告いたします。受人は〇〇自治会で稲作主体の兼業農家です。兼業農家ですが、営農に一生懸命で所有農地の管理も行き届いており、地域との調和について、適切で何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくご報告いたします。

谷口議長 次に整理番号12番の大字〇〇の土地を吉留委員に、それ以外の土地及び申請人「受人」の確認を永前委員にお願いします。まず、吉留委員にお願いします。

吉留委員 議長。

谷口議長 吉留委員。

吉留委員 整理番号12番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はされていません。周辺は水田地帯です。日照・接道・用排水は良好です。現在、水稻が作付けされていました。以上、報告いたします。

谷口議長 次に永前委員にお願いします。

永前委員 議長。

谷口議長 永前委員。

永前委員 整理番号12番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内

及び〇〇自治会内にあります。基盤整備はされておらず、周辺は水田地帯です。日照・接道・用排水は良好です。現在、水稻が作付けされてきました。続きまして、受人の営農状況ですが、受人は〇〇自治会で繁殖牛主体の専業農家で後継者はいます。所有農地の管理も行き届いており、地域との調和について、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

谷口議長 次に整理番号13番の土地を永前委員に、申請人「受人」の確認を福迫委員にお願いします。まず、永前委員にお願いします。

永前委員 議長。

谷口議長 永前委員。

永前委員 整理番号13番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はされておらず、周辺の状況は、北側は宅地、東側は水田、西側は畑、南側は市道となっています。日照・接道・用排水は良好です。現在、イタリアンが作付けされてきました。以上、報告いたします。

谷口議長 次に福迫委員にお願いします。

福迫委員 議長。

谷口議長 福迫委員。

福迫委員 整理番号13番について、ご報告いたします。受人は〇〇自治会で新規就農者となります。農業機械は所有されていませんが、義理の兄がトラクターなど農業機械を所有しているとの事なので借りるとの事でした。受人は勤めをされていますが、土日は農作業に従事する事も可能で受人のご主人は自営業のため、時間的に余裕もあります。権利取得後は野菜を作付けしていくとの事でした。地域との調和については、畦の草刈や用水路の管理など行い、農薬も適正に使用していくとの事なので何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

谷口議長 次に整理番号14番の土地及び申請人「受人」の確認を栗下委員にお願いします。

栗下委員 議長。

谷口議長 栗下委員。

栗下委員 整理番号14番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。水田は全て基盤整備がされており、周辺は水田地帯です。畑の部分は基盤整備がされていませんが、周辺は畑地帯です。水田の全てにおいて日照・接道・用排水は良好です。字〇〇・〇〇は飼料稲、字〇〇は水稻が作付けされてきました。また、畑の部分は全て日照・接道・排水は良好で全てイタリアンが作付けされてきました。続きまして、受人の営農状況ですが、受人は〇〇自治会で繁殖牛主体の兼業農家です。所有農地の管理も行き届いており、地域との調和について、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

谷口議長 事務局から整理番号9番について、若干補足説明があります。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 先ほど上畠委員より報告がありました整理番号9番の渡人の職業についてですが、提出された申請書には無職と記載があったため、そのまま議案に記載しましたが、上畠委員の報告では農業をしているとの事でしたので職業欄のところを農業と訂正していただきますようお願いいたします。

谷口議長 各委員の説明が終わりました。続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いいたします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 今回の申請内容につきましては、農地法第3条第2項第1号から第6号まで事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題ございませんでした。農地法第3条第2項第7号につきましては、委員の皆様より事前調査の報告がありましたとおりであり、地域との調和要件など問題はないということでございます。従いまして、計14件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると

考えます。以上ご報告いたします。

谷口議長　ただ今、各委員及び事務局より説明がありました。これより議案第31号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

上島委員　議長。

谷口議長　上島委員。

上島委員　整理番号9番についてですが、すでに農地が道路と同じ高さになっています。農地法第3条で申請する前に埋め立てをしたのではないかと思います。それで車を駐車している状況です。事務局の方で現地調査をして確認していただきたいと思います。本当に農業をしていくという事であれば、田として利用するには、周囲にブロックをしないと水がたまらないような農地でしたので。私の判断からは既に農地としては利用できない状態です。将来的に転用して、何かするのではないかと思いますので明確な購入手続きをした方がいいと思います。農振除外・5条転用した方がいいのではないかと思います。農地としての機能を果たさない農地を転売するという事は私たち委員としても承服できませんので事務局で一回現地調査をして欲しいと考えるところです。以上です。

谷口議長　地目については、事務局で再度確認しますか。

事務局　議長。

谷口議長　事務局。

事務局　今回は農地法第3条農地の売買で申請されていますので今後農地として使うように指導したいと思いますが、仮に農地として使用しないという事であれば、適正な手続きをするように指導したいと思います。

局長補佐　議長。

谷口議長　局長補佐。

局長補佐　補足説明させていただきます。先ほど担当から説明がありましたが、上島委員が言われた駐車場部分については、農地と言えませんが駐車場部分につきましては、農地に復元していただく必要がございます。事務局から受人に対して、農地に復元するよう指導して、後日、確認したいと思います。

います。以上でございます。

谷口議長 受人に対して、しっかり指導していただきたいと思います。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第31号は原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

谷口議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。

次に議案第32号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 議案第32号「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。17ページをご覧ください。今月の計画件数は5件で、内訳は、所有権移転4件、利用権設定1件となっております。利用権設定においては、農地中間管理事業が1件となっております。申出人の住所・氏名、期間、備考欄にしましては、特記事項のみ説明し、他は省略させていただきます。はじめに、所有権移転関係についてご説明いたします。18ページをご覧ください。

整理番号1番、田3筆、1, 231㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。19ページをご覧ください。

整理番号2番、田4筆、8, 708㎡の売買となります。価格は総額〇〇円です。20ページをご覧ください。

整理番号3番、畑4筆、4, 032㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号4番、田1筆、2, 608㎡の売買です。価格は〇〇円です。所有権移転につきましては以上となります。続きまして、利用権設定についてご説明いたします。なお、利用権設定については、今月も借賃についても省略し、特記事項のみ説明させていただきます。21ページをご覧

ください。

整理番号1番、畑3筆、2, 902㎡の賃貸借です。こちらは中間管理事業となります。

以上、計画内容は、市の基本構想に基づくものであり、それぞれ利用権設定等を受ける者が農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事することなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

谷口議長 それでは、議案第32号の審議に入ります。所有権移転整理番号3番は、譲受人が〇〇委員のご子息です。よって、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。〇〇委員退席をお願いします。

(〇〇委員退席)

谷口議長 それでは、ただ今から議案第32号所有権移転整理番号3番の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第32号所有権移転整理番号3番は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

谷口議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。〇〇委員の退席を解きます。

(〇〇委員着席)

谷口議長 それでは、所有権移転整理番号3番を除く、議案第32号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

川口委員 議長。

谷口議長 川口委員。

川口委員 整理番号2番の価格についてですが、圃場の面積を見たら基盤整備されている圃場だと思いますが、面積の合計約80アールで〇〇円は安いと

と思いますが、何か条件が悪いのかと思いましたが、理由は何でしょうか。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 ただいまの川口委員のご質問に対して、お答えいたします。所有者が共有名義で〇〇と〇〇の方になります。今まで受人と賃貸借の契約をして、10アール当り〇〇円で受人が耕作してきました。受人と渡人との間でだいたい5～6年分の賃貸の価格で売買したいとの事で渡人の年齢は60代でこちらに帰ってくる予定も無いとの事で元々貸借をしていましたが、買って欲しいとどちらかと言うと処分したいとの考えだと思います。委員さんがおっしゃる通りで、面積に換算すると10アール当り約〇〇円になります。お互いにというかどちらかと言えば、渡人が売りたいという気持ちが強いようです。金額についても確認している上での数字でございます。両者納得で低価格にはなっているんですが、低価格の売買であると認識しているところでございます。

谷口議長 よろしいでしょうか。他に質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第32号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

谷口議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。議案第32号については、原案のとおり決定した旨を市長に通知します。ここでしばらく休憩をいたします。

(10分間休憩)

谷口議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第33号「事業計画の変更申請について」、議案第34号「農地法第4条の規定による許可申請について」、議案第35号「農地法第5条の規定による許可申請について」、議案第36号「非農地証明願いについて」を議題といたします。事務局

から説明をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 議案第33号「事業計画の変更申請について」ご説明します。事業計画変更件数は1件でございます。23ページをご覧ください。

整理番号1番、申請地は大字〇〇、田1筆、67㎡を当時、地上権設定の賃貸借で平成30年12月20日に許可を取り、太陽光発電施設を設置しました。しかし、工事完了後、土地所有者から土地を買って欲しいと譲受人に依頼があったため、今回、新たに所有権移転の売買として、事業計画変更を申請されるものです。後ほど農地法第5条議案第35号整理番号3番で申請が提出されています。変更内容につきましては、権利関係が地上権設定の賃貸借から所有権移転の売買へ変更され、事業費につきましては20年間の賃貸料〇〇円が土地購入費〇〇円へ変更され、設備建設費〇〇円、合計〇〇円を全額自己資金での対応との事です。その他の内容につきましては以前の申請と変更はありません。24ページをご覧ください。

続きまして、議案第34号「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明いたします。今月の許可申請件数は1件です。申請人等の住所・氏名、立地基準については省略させていただきます。25ページをご覧ください。

整理番号1番、申請地は大字〇〇、田1筆、畑1筆、計2筆、2,302㎡に、昭和63年頃畜舎及び堆肥舎を建築しましたが、今回、登記名義変更の手続きをしていたところ、農地のままである事が判明したため、畜舎及び堆肥舎用地として追認申請するものです。農地法第5条議案第35号整理番号4番と関連がございます。申請人より始末書の提出がございます。排水につきましては、雨水は地下浸透で処理しています。26ページをご覧ください。

続きまして、議案第35号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。今月の許可申請件数は5件です。申請人等の住所・

氏名、立地基準については省略させていただきます。27ページをご覧ください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、畑1筆、1, 217㎡を農業用資材置場用地として申請するものです。権利関係は売買です。工事期間は令和元年11月1日から12月31日までとなっています。事業費につきましては、土地取得費〇〇円、土地造成費〇〇円、倉庫建築費〇〇円、合計〇〇円を全額自己資金により対応されるとの事です。排水につきましては、雨水は地下浸透で処理します。

続きまして、整理番号2番、場所が大字〇〇、畑1筆、1, 745㎡を太陽光発電施設用地として申請するものです。権利関係は売買です。工事期間は令和元年11月1日から令和2年12月31日までとなっています。事業費につきましては、土地取得費〇〇円、土地造成費〇〇円、建設費〇〇円、合計〇〇円を全額自己資金により対応されるとの事です。排水につきましては、雨水は地下浸透で処理します。

続きまして、整理番号3番につきましては、議案第33号で説明しましたので割愛いたします。28ページをご覧ください。

整理番号4番、場所が大字〇〇、畑2筆、3, 157㎡を畜舎及び堆肥舎用地として追認申請するものです。権利関係は所有権移転の贈与です。先程の議案第34号整理番号1番との関連です。申請内容につきましては先程説明いたしましたので割愛いたします。

続きまして、整理番号5番、場所が大字〇〇、畑1筆、971㎡を農業用資材置場用地として申請するものです。昭和55年頃、申請地西側に豚舎と堆肥舎を建築し、申請地を農業用資材置場として使用していましたが、今回、登記名義変更の手続きをしていたところ、登記名義変更をしてなく農地のままである事が判明したため、農業用資材置場用地として追認申請するものです。譲受人より始末書の提出がございます。権利関係は所有権移転の贈与です。排水につきましては、雨水は地下浸透で処理しています。29ページをご覧ください。

続きまして、議案第36号「非農地証明願いについて」ご説明いたします。今月の証明願い件数は2件でございます。申出人の住所・氏名、立地基準については省略させていただきます。30ページをご覧ください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、田1筆、450㎡です。申請理由は山林です。

続きまして、整理番号2番、場所が大字〇〇、畑1筆、495㎡です。申請理由は山林です。

谷口議長 事務局の説明が終わりました。議案第33号から第36号については、27日、第3小委員会で審議がされておりますので、ここで第3小委員会から報告をお願いします。

栗下第3小委員長 議長。

谷口議長 栗下第3小委員長。

栗下第3小委員長 それでは、第3小委員会の報告を行います。会長から招集を受けてまして、9月27日に、委員8名、事務局3名の計11名の出席のもと、第3小委員会を開催いたしました。今回の議案は、事業計画変更1件、4条1件、5条5件、非農地証明願い2件でございます。議案ごとにご報告いたします。

事業計画変更の議案第33号、整理番号1番についてご説明いたします。申請内容につきましては先程、事務局からありましたとおりでございます。場所は〇〇地区です。〇〇公園から南に約200mのところに位置します。申請地の状況は、雑種地、水路、山林、宅地に囲まれておりますので周辺農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、農地法第4条の議案第34号、整理番号1番についてご説明いたします。申請人は現在、市内で肥育牛主体の畜産業を営んでおりますが、昭和63年頃、申請地に畜舎及び堆肥舎を建築しました。今回、登記名義変更の手続きをしていたところ、申請地が農地のままである事が判明したため、追認申請するものです。場所は〇〇地区です。〇〇公民館

から南西に約600mのところに位置します。申請地の状況は北、南側は宅地、西、東側は農地となっておりますが、東側の農地は農地法第5条議案第35号整理番号4番の譲渡人所有農地、西側の農地は自己所有農地であるため、周囲の農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、農地法第5条の議案第35号、整理番号1番についてご説明いたします。譲受人は現在、市内で繁殖牛主体の畜産業を営んでおりますが、頭数の増加に伴い、飼料や農機具等の保管場所が手狭になり、適地を探していたところ、適地をみつけたので所有者である譲渡人に相談した結果、了承を得たので、申請するものです。場所は〇〇地区です。〇〇から西に300mのところに位置します。申請地の状況は、北、東側は農地、南側は山林、西側は農道に接しております。農業用施設用地ですので周辺農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号2番についてご説明します。譲受人は、今回、売電事業をしたく適地を探していたところ、適地を見つけたので所有者である譲渡人に相談した結果、了承を得たので申請するものです。場所は、〇〇地区になります。〇〇公民館から北西に約400mのところに位置します。申請地の状況は、西側は山林、南側は宅地と農地、北側は農地、東側は農道に接しています。北側の農地は申請地よりだいぶ低く、また、南側の農地は譲渡人所有の農地であり、周辺農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号3番については、先程の議案第33号で説明しましたので割愛いたします。

続きまして、整理番号4番につきましても先程の議案第34号で説明しましたので、割愛いたします。

続きまして、整理番号5番についてご説明します。譲受人は現在、市内で繁殖牛主体の畜産業を営んでおります。昭和55年頃に譲受人の父が、

申請地東側に豚舎と堆肥舎を建築し、申請地を農業用資材置場として使用していましたが、今回、登記名義が変更されていない事と農地のままである事が判明したため、追認申請するものです。場所は〇〇地区です。〇〇公民館から南西に約600mのところに位置します。申請地の状況は市道と宅地に囲まれており、周囲への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、非農地証明願いの議案第36号についてご説明します。今回、非農地案件につきましては、事務局が用意した、航空写真で判断いたしました。特に問題は見当たりませんでした。

以上、事業計画変更申請1件、農地法第4条申請1件、農地法第5条申請5件、非農地証明願い2件、計9件については、慎重・審議しました結果、第3小委員会は、全会一致で許可相当及び非農地としてもやむを得ないと判断いたしました。皆さまのご審議をお願いしまして、第3小委員会の報告を終わります。

谷口議長 続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 判断根拠をご説明いたします。農地法第4条及び第5条の規定による転用許可申請において、一般基準につきましては、申請書に基づき審査した結果問題ございませんでした。立地基準につきましても小委員長報告にありましたとおり問題ないとのことでございます。また、非農地証明願いについて、県が示す証明書交付手続き要領及び市農業委員会非農地判定に係る取扱基準に合致していると判断いたします。よりまして、今月の議案第33号から第36号の計9件につきましては、転用許可基準及び、非農地判断基準を全て満たしていると判断いたします。以上でございます。

谷口議長 ただ今、第3小委員長報告及び事務局の説明がありました。これより審議に入ります。議案第33号及び議案第35号整理番号3番は同一事業であるため、一括して審議いたします。これより議案第33号及び議案第

35号整理番号3番の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。議案第33号、議案第35号整理番号3番に対する第3小委員長の報告は許可相当であります。また、事務局の判断も許可相当であります。お諮りいたします。議案第33号、議案第35号整理番号3番は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

谷口議長 全員賛成と認めます。議案第33号、議案第35号整理番号3番は原案のとおり、許可相当として知事に意見書を送付いたします。それでは、議案第35号整理番号3番を除く、議案第34号、議案第35号、議案第36号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。議案第35号整理番号3番を除く議案第34号、議案第35号、議案第36号に対する第3小委員長の報告は許可相当であります。また、事務局の判断も許可相当であります。お諮りいたします。議案第35号整理番号3番を除く議案第34号、議案第35号、議案第36号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

谷口議長 全員賛成と認めます。議案第34号、議案第35号は原案のとおり、許可相当として知事に意見書を送付いたします。また、議案第36号は、お諮りのとおり決定いたします。以上で本日の議案審議は終了いたしました。

終了時間 午前10時29分